

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成20年7月3日20保総第546号で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成14年度会計実地検査の総括講評の内容が記録されたものである。

実施機関は、本件公文書を、保健医療介護部保健医療介護総務課が管理する「会計検査院検査調書（平成14年度）」に特定し、本件公文書に記録された情報のうち、会計検査院（以下「院」という。）の会計実地検査（以下「実地検査」という。）の結果等に関する情報が記録された部分は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第3号（審議・検討等情報）及び第4号（行政運営情報）に該当するとして、条例第11条第1項の規定に基づき、公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 平成20年6月19日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求を行った。

イ 平成20年7月3日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成20年7月4日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

会計検査は我々の税金がどのように使われているかを検査するものであり、その内容は国民の知る権利に沿って原則公開されるべきものであって、本件決定はそのことに反している。

また、本件非開示部分について、これが未成熟な情報であり県民に誤解を与える等々という実施機関の主張には主体性がなく、原則に従い開示すべきである。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

### (1) 第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性について

ア 院では、検査結果等の公表に当たっての院内部の所定の審理・判断手続を有しているが、こうした手続は、院の実施した検査の結果等に対する公正・慎重な審議・検討を経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを院の正式な検査結果等として公表するために定められたものであり、本件非開示情報のような検査の一過程における未成熟な情報を開示してしまうことになれば、その手続的意義を損ねることとなる。

イ 本件非開示情報は、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なものではなく、院の検査の一過程における未成熟な情報であって、事実関係ないしその評価につき変更の可能性があるものである。このような情報が開示された場合には、当該情報が院の最終的・確定的な検査結果等であるとの誤解を県民に与えるおそれがある。

ウ 本件非開示情報は、院の具体的な検査事項ないし検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重要事項、検査手法ないし検査手順等を端的に示すものであり、当該情報を開示することはこうした内容を予め受検庁等に告知する結果となり、周到な対策を施すことを容易にする。

エ 本件非開示情報は、検査過程での院と受検庁との間での事実把握等へ向けた打合せの内容であるが、打合せは率直な意見交換や真剣な討議のため内容の非公表を前提に行われるものであり、そのような性質の情報を開示することは院と受検庁との信頼関係を損なう結果となる。

以上のことから、本件非開示情報は県あるいは国が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

### (2) 第7条第1項第3号（審議・検討等情報）該当性について

(1)のアからエまでにおいて述べたことは、同時に、県と国の相互間又は国の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

## 6 審査会の判断

### (1) 本件公文書の内容について

本件公文書は、平成14年度に院が福岡県において実施した実地検査の最終日に行われた検査結果等に関する打合せの内容が記録されたもので、冒頭と最後の実施機関の司会者による進行部分には含まれて、院から行われた講評等の内容が記載されている。

実施機関が非開示としたのは、院から行われた講評等の部分である。

### (2) 本件公文書の性格等について

#### ア 院の地位と情報の取扱い

##### (ア) 独立機関としての地位

院は、国の収支決算の検査等の権限を有する憲法上の会計検査機関であり、他の国家機関に対して独立の地位を有する。

また、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から厳正に会計検査を実施し、意思決定に当たっては、これを慎重に行い、判断に公正を期する必要があることから、その組織は、法律上身分を保障された検査官からなる意思決定機関である検査官会議と、検査を実施する事務総局で構成されている。

##### (イ) 情報の取扱い

事務総局が行う検査は、検査官会議の指揮監督の下で実施され、検査の最終結果及び公表すべき範囲についての責任は検査官会議のみがこれを負っている。

検査結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策等に及ぼす影響の大きさを考慮し、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記して、院の正式な指摘事項等として公表する取扱いとしている。その一方で、事務総局が取り扱う情報は、すべて「検査過程及び審理・判断過程」における未成熟な情報に止まるものとして、公表の対象としていない。

#### イ 本件公文書の性格

会計検査は、会計経理の適正を期し、是正を図るため、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項の規定に基づき、また、実地検査は、会計検査の一環として同法第25条の規定に基づき行われる。

実地検査の結果会計経理上の疑義が生じた場合等、実地検査終了後も引き続き検査を継続する必要があると院が認めた場合には、検査後の打合せにおいて、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に対する所見、必要な調査の実施等が伝達される。

本件公文書に記録されている情報は、この実地検査後の打合せ内容であり、その内容は、以後継続される検査過程のごく初期の、事実関係の把握が十分でない段階におけるもので、実地検査以後の院の検査過程又は院内部における審理・判断過程において十分な審議・検討を行う必要があるものである。

### (3) 開示・非開示の判断

#### ア 条例第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性

条例第7条第1項第4号は、県や国が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては開示しない旨を定めており、監査、検査等に係る事務について、事前に公にする場合はもとより、事後であっても、公正かつ適正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にしたりする場合には行政運営情報に該当するものである。

本件非開示情報は、会計検査における実地検査に係る情報であるが、会計検査においては、院と実施機関が一定の信頼関係・協力関係に立ちつつ相互に会計経理の適正を期することが求められており、このことを踏まえ、以下により、本件非開示情報の第4号該当性について判断する。

また、本件非開示情報は、打合せ時における院からの発言部分であるという点において一体性を持った情報であり、その中に記録されている内容は全て検査過程におけるものであって、取扱いに差異を設けるべきものではなく、その一部を分離して開示・非開示の判断を行うことは妥当ではないため、全体としてその該当性を判断する。

(ア) 会計検査は、外部の圧力や干渉等を排除した独立・専門的立場から院により厳正に実施されることが必要であり、そのため、院内部において審理・判断過程の手続を厳格に定め、検査官会議の最終的な議決を得たもののみを公表する取扱いをしていることには合理的理由があると認められる。本件非開示情報については、当該年度の決算検査結果公表後5年以上が経過しているが、院の検査が反復的、継続的に行われるものであることを考慮すると、検査結果公表後であっても検査過程の情報であることに十分に配慮をすべきであると認められる。

(イ) 本件非開示情報は、過去の実地検査についての院の具体的検査事項、結果等の情報であるが、院における検査の反復性、継続性を踏まえれば、たとえ過去のものであっても院の検査事項や検査上の着眼点等を含んだ情報を開示することは、現在又は将来にわたり院で実施する同種又は類似の検査の実施に際し、他の受検庁等が検査対策を施すことが容易となり、院による厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) 本件非開示情報は、実地検査の結果等に関する院と受検庁との打合せの情報である。院では、実地検査の実施に当たり、事実の究明のために受検庁の理解と協力を得て内容の非公表を前提に率直な意見交換ないし真剣・真摯な討議を行うための打合せの場を設けているが、この内容が開示の対象となれば、院と受検庁との信頼関係が大きく損なわれ、今後、受検庁側にとって不利に取られかねない情報の提供を控えるなど検査への協力が消極的となり、院による正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

また、このことは当該情報の開示が院により行われたものであるか、特定の受検庁により行われたものであるかを問うものではない。

このため、本件非開示情報全体が第4号に該当し、非開示とすべきである。

#### イ その他

本件非開示情報については、第4号に該当し非開示が妥当であると認められるため、第3号該当性については、判断を行う必要はない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。